

通達甲(ら・総・庶)第5号  
昭和44年7月22日

各 所 属 長 殿

警 ら 部 長

### 救急患者による損失医療費の補てん事務取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり救急患者による損失医療費の補てん事務取扱要綱を定め、昭和43年4月1日から適用することとしたから、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。命によつて通達する。

#### 記

#### 1 制定の趣旨

当庁警察官が取り扱った救急患者による救急医療機関の損失医療費の補てんについては、その実現を予定して「救急患者取扱い記録の整備等について(昭和43年8月20日通達乙(ら・総・庶)第47号)」により、暫定的に記録の整備を行なつてきたところであるが、昭和43年11月8日、東京消防庁と「救急医療機関の損失医療費の補てんに関する覚書」を締結したことに伴い、当庁警察官が取り扱った救急患者のいわゆる「かかり逃げ」による救急医療機関の損失医療費についても、東京消防庁において補てんされることとなつたので、その運用の適正を期するため、事務取扱いに必要な事項を定めたものである。

#### 2 補てん事務適用の始期

昭和43年4月1日からの取扱いによるものに対して適用される。

なお、この補てんは、毎年1回、前会計年度中の損失医療費をとりまとめて行なわれるので、予算面では昭和44年度から適用されるものである。

#### 3 運用上の留意事項

##### (1) 救急患者の搬送

救急患者の搬送は、原則として救急車を要請して行なうものとし、救急車を待ついとまがない等現場の状況からやむを得ない場合に限り警察車両等により搬送すること。ただし、補てんの対象となるのは、警察用緊急自動車によつて搬送したものに限定されているので、誤りのないようにすること。

なお、搬送した際は、救急医療機関に搬送責任者の所属、階級および氏名を必ず告げること。

##### (2) 支払能力のない要保護傷病者の取扱い

医療費の支払能力がないと認められる要保護傷病者の取扱いについては、この要綱によることなく、医療費支払い無能力と認められる要保護傷病者の取扱いについて(昭和35年7月9日通達甲(防・防・防)第7号)によるものであるから、誤りのないようにすること。

## 別添

### 救急患者による損失医療費の補てん事務取扱要綱

#### 第 1 総則

##### 1 目的

この要綱は、当庁警察官が取り扱った救急患者による救急医療機関の損失医療費（以下「損失医療費」という。）の補てん事務に必要な事項を定め、取扱いの適正を期することを目的とする。

##### 2 補てん機関

損失医療費の補てんは、救急医療機関からの申請に基づき、東京消防庁が一括してこれを行なう。

##### 3 救急患者

この要綱で救急患者とは、次のいずれかに該当し、緊急に医師の診療を要する者をいう。

- (1) 地震、水災、火災その他災害により負傷し、または疾病にかかった者
- (2) 交通事故により負傷した者
- (3) 公衆の集合する場所において負傷し、または疾病にかかった者
- (4) 傷害を受けた者
- (5) でい酔者でそのまま放置すると生命に危険があると認められる者
- (6) 公衆の集合する場所において陣痛をもよおした者
- (7) 行路病者
- (8) その他緊急に救護しなければ生命に危険があると認められる者

##### 4 補てんの対象となる搬送の手段

救急患者の搬送は、本来、東京消防庁が行なう救急業務とされているので、当庁警察官の行なう搬送は、原則として現場の状況から救急車の到着を待ついとまがない場合に限るものとし、この補てんの対象となる搬送の手段は、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条第 1 項第 1 号に基づく当庁の緊急自動車（以下「緊急自動車」という。）によつて搬送したものに限られる。

##### 5 補てんの事由

補てんの事由は、警察官の取扱いにより救急医療機関において医療を受けた救急患者が、失そうする等特別な事情により、医療を受けた者またはそれに代わるべき者から医療費の取立てができない場合とする。ただし、他の法令により医療の給付もしくは医療費の支給があるもの、または係争中のため未納となつているものは、この補てん事由から除かれる。

#### 第 2 適用区域および医療機関

##### 1 適用区域

この補てんが適用される区域は、当庁管内のうち次の地域を除く区域（東京消防庁が救急業務を行なう区域）とする。

- (1) 稲城市及び東久留米市
- (2) 島部全域

## 2 適用される医療機関

この補てんが適用される医療機関は、適用区域内にある東京都知事認定の救急医療機関に限られる。

## 第3 取扱記録の整備等

### 1 連絡表等の作成及び交付

緊急自動車により救急患者を搬送した警察官は、その都度、別記様式の救急患者搬送連絡表（以下「連絡表」という。）及び救急患者搬送記録表（以下「記録表」という。）を作成し、連絡表は、その場で搬送医療機関に交付しなければならない。

### 2 記録表の整理保管

前1により作成した記録表は、警察署においては地域総務係、その他の所属においては原則として庶務係がそれぞれ整理保管に当たるものとし、保存期間は1年とする。

### 3 取扱事実の確認及び回答

記録表の整理保管事務を担当する幹部は、救急医療機関から救急患者搬送事実について確認を求められた場合は、保管の記録表によつて確認のうえ、回答するものとする。

写

## 救急医療機関の損失医療費の補てんに関する覚書

東京消防庁を甲とし、警視庁を乙とし、甲、乙間において次のとおり約定する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲において、乙の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第1号に規定する警察用自動車（以下「緊急車」という。）が消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する災害による事故等による傷病者及び政令で定める傷病者（以下「救急事故による傷病者」という。）を救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する医療機関（以下「救急医療機関」という。）に搬送した場合の当該救急医療機関に生じた損失医療費を補てんする事務を取り扱うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

（傷病者の搬送）

第2条 緊急車が、救急事故による傷病者を救急医療機関に搬送する場合は、事故現場の状況によりやむを得ない場合に限るものとする。

（区域及び医療機関）

第3条 緊急車が救急事故による傷病者を救急医療機関に搬送したことにより、当該救急医療機関に生じた損失医療費を補てんする場合は、甲の管轄区域内において発生した救急事故による傷病者を当該区域内にある救急医療機関に搬送した場合に限るものとする。

（補てんの申請）

第4条 前条により救急医療機関に生じた損失医療費の補てん申請は、東京救急病院協会を窓

口とし、一括して行なうものとする。

2 前項の申請に対して行なう損失医療費の補てんは、甲の当該年度における補てん予算の範囲内で行なうものとする。

(救急事故の記録)

第 5 条 乙は、第 2 条により救急事故による傷病者を取り扱ったときは、その状況を記録しておくものとする。

(確認)

第 6 条 乙は、救急医療機関から救急事故による傷病者を取り扱った事実について確認を求める申請を受けたときは、当該確認を行なうとともに前条による記録の写しを添付するものとする。

(協議)

第 7 条 この覚書の実施について疑義を生じた場合は、甲、乙互いに協議して決定するものとする。

(保管)

第 8 条 この覚書を確認した証として、正本 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保管するものとする。

昭和 43 年 11 月 8 日

東京消防庁防災救急部長

消防正監 小林光二

警視庁警ら部長

警視長 真瀬寿郎